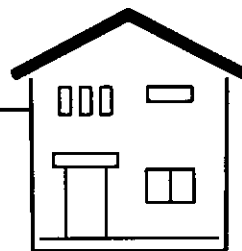


／ 住んでいない実家・自宅のお悩みは ／

市原市 空き家まるごと

相談窓口



活用

空き家となった自宅を
貸せる？貸せない？

庭木剪定

庭木が生い茂って
近隣に迷惑を
かけている…

解体

解体したほうがいい？
しなくていい？

売却

相続した実家を売るまでの
手順がわからない

管理

相続した実家を
管理できない…

家財整理

家財整理ができず
前に進めない…

相続

相続トラブルになって
活用ができない…

税金・法律

売却した後の税金って
どのくらい？

解決に向けてサポートいたします。

様々な専門家・協力事業者が

空き家等に関するご相談に

お問い合わせ

市原市 空き家まるごと相談窓口

業務委託事業者：NPO 法人空家・空地管理センター



0120-500-674



受付時間：9時～17時（平日）

＼HPはコチラ／



ご相談
無料



市原市
ICHIHARA CITY

ご相談者様の状況に適した 信頼のできる専門家・事業者をご紹介します



「所有の空き家を地域のために活用したい」

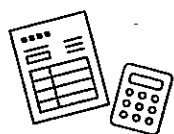
「活用できる空き家を探している」

といったご相談も受け付けております。

市原市 空き家まると相談窓口では 空き家等に関する以下のサポートをおこなっています

対象者

市原市民または市原市内に空き家等を所有(予定)する方



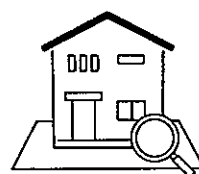
相続や売却、賃貸、管理の
情報提供及び
経済的な試算



弁護士等の専門家や
不動産業者等の協力事業者と
連携・協力した提案



解決策提案後の
相談者に対する
フォローアップ等



空き家等適正管理支援

お問い合わせ

市原市 空き家まると相談窓口

業務委託事業者：NPO 法人空家・空地管理センター



0120-500-674

受付時間：9時～17時(平日)

HPはコチラ↓



ご相談
無料